４　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（技術仕様）

第９条　契約責任者は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様は、契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものでなければならない。

２　契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、第６条の規定による公告若しくは第７条の２の規定により読み替えられる公示又は第10条の規定による入札説明書において示されていなければならない。

（入札説明書の交付）

第10条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

一　第７条又は第７条の２の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第７条第１項第３号に掲げる事項は除く。）

二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

三　開札に立ち会う者に関する事項

四　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

五　契約の手続において使用する言語

六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

七　その他必要な事項

（低入札価格調査等）

第10条の２　契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合、契約規則第21条第２項に規定する調査を行うほか、当該入札者の価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札者に確認を求めることができる。

（随意契約によることができる場合）

第11条　契約責任者は、次の各号に掲げる場合に限り、特定調達契約につき随意契約によることができるものとする。

一　一般競争若しくは指名競争に付しても入札者がないとき、再度の入札に付しても落札者がないとき又は落札者が契約を締結しないとき。

二　他の物品等をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

三　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

四　会社の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をするとき。

五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る契約制限価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第７条の２の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七　緊急の必要により競争に付することができないとき。

八　国の特例政令第12条第１項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められるとき。

九　慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

三　落札者を決定し、又は随意契約を締結した日

四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第７条の２の規定による公示を行った日

八　随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札者を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第14条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、随意契約の相手方を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条　契約責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員（会社の使用人をいう。）を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第16条　契約責任者は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附　則

１　この規則は、令和７年１月31日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

発行所　〒一〇一－〇〇六四　東京都千代田区神田猿楽町二丁目四番八号　国立印刷局　電話　03（3887）4294

定価　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　一カ月一、六四一円（本体一、五〇〇円）　（配送料別）